



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *70 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 (総務学事課)..... 5
- *71 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (")..... 5
- *72 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例 (行政改革課)..... 6
- *73 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 6
- *74 和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 7
- *75 和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)..... 7
- *76 和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (")..... 8
- *77 和歌山県地域医療介護総合確保基金の設置、管理及び処分に関する条例 (医務課)..... 8
- *78 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (農業農村整備課)..... 9
- *79 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (産業技術政策課)..... 10
- *80 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 11
- *81 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 11
- *82 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 32
- *83 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 33
- *84 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 34
- *85 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 35
- *86 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 44
- *87 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 57

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例概要

独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第7条及び第17条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第7条第2号ウの改正規定は、平成27年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県個人情報保護審議会に係る所掌事務に、新たに特定個人情報ファイルの取扱いについて実施機関に対して意見を述べることを加えるとともに、独立行政法人通則法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第8条、第11条、第18条、第22条の2、第47条、第51条及び第59条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第 18 条第 2 号イの改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

1 条例概要

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師以外の医師の定年を年齢 65 年に改めました。(第 3 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例

1 条例概要

訪問購入に係る不当な取引行為を禁止行為に加えるとともに、所要の改正を行うほか、規定の整備を行いました。(第 1 条、第 1 条の 2、第 4 条、第 6 条、第 18 条、第 18 条の 3 及び第 18 条の 7 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、合議体を構成する委員の定数を定めるとともに、所要の改正を行いました。(題名及び本則関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めることとしました。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県地域医療介護総合確保基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、和歌山県地域医療介護総合確保基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国営第二十津川紀の川土地改良事業、国営大和紀伊平野土地改良事業及び国営和歌山平野土地改良事業について負担金を徴収することとともに、指定工事に要する費用の額に係る部分の負担金についての支払期間の始期を定めるほか、規定の整備を行いました。(第 2 条、第 3 条及び第 4 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定を行うとともに、規定の整備を行いました。(別表第 3 第 6 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を引き上げました。(第 3 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から適用します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を引き上げました。(第 15 条関係)

(2) 単身赴任手当の額を引き上げました。(第 15 条の 2 関係)

(3) 初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第 20 条関係)

(4) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 24 条関係)

(5) 給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1 の (4) を除く 1 の改正に係る規定は平成 26 年 4 月 1 日から、1 の (4) の改正に係る規定は同年 1 月 1 日から適用します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給与について次のとおり改定しました。

給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 任期付研究員の給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(第 5 条関係)
- (2) 任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1 の (1) の改正に係る規定は平成 26 年 4 月 1 日から、1 の (2) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員の給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(第 7 条及び別表関係)
- (2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げました。(第 10 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1 の (1) の改正に係る規定は平成 26 年 4 月 1 日から、1 の (2) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を引き上げました。(第 15 条の 3 関係)
- (2) 単身赴任手当の額を引き上げました。(第 15 条の 5 関係)
- (3) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 20 条関係)
- (4) 給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1 の (3) を除く 1 の改正に係る規定は平成 26 年 4 月 1 日から、1 の (3) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を引き上げました。(第 17 条の 3 関係)
- (2) 単身赴任手当の額を引き上げました。(第 17 条の 5 関係)
- (3) 給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 自転車等を使用する警察官に係る通勤手当の額を引き上げました。(第 13 条関係)
- (2) 単身赴任手当の額を引き上げました。(第 13 条の 2 関係)
- (3) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第 22 条関係)
- (4) 給料表の給料月額を若年層に重点を置いて引き上げました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、1 の (3) を除く 1 の改正に係る規定は平成 26 年 4 月 1 日から、1 の (3) の改正に係る規定は同年 12 月 1 日から適用します。

条 例

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第70号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第6号オ中「、他の」を「若しくは他の」に改め、「、地方独立行政法人若しくは地方公社」を削る。

第17条第1項中「前条本文」を「前条第1項本文」に、「同条本文」を「同項本文」に改め、同条第2項中「前条本文」を「前条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第2号ウの改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第71号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第18条第2号イ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」

に改め、同条第 3 号中「もの。」を「もの」に改める。

第22条の 2 中「すべて」を「全て」に改める。

第47条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、実施機関に対して意見を述べること。

第51条第 5 項中「又は第 4 号」を「、第 4 号又は第 5 号」に改める。

第59条第 1 項第 1 号中「同法第 2 条第11項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第 2 号イの改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第72号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第 1 項第 3 号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人)

第 2 条 政令第152条第 1 項第 3 号の条例で定めるものは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 2 項の規定による第 2 条に規定する法人のこの条例の施行の日の属する事業年度に係る事業の計画に関する書類の作成及び議会への提出については、適用しない。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 6 年 1 2 月 2 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第73号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「病院」を「医師及び病院」に改め、「医師及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第74号

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例

和歌山県消費生活条例（平成 8 年和歌山県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「かながみ」を「鑑み」に改める。

第 1 条の 2 第 2 号中「いう。）」の次に「並びに事業者による購入の対象となる物品」を加える。

第 4 条第 1 項中「かながみ」を「鑑み」に改め、「供給」の次に「及び物品の購入」を加え、同条第 2 項中「供給」の次に「及び物品の購入」を加える。

第 6 条第 2 項中「第 1 項」を「前項」に改める。

第 18 条第 1 項中「の取引」の次に「又は特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 58 条の 4 に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(6) 訪問購入について、勧誘の要請をしていない者に対し、勧誘する等の不当な方法で、訪問購入の勧誘又は勧誘を受ける意思の有無の確認をする行為

第 18 条の 3 中「かながみ」を「鑑み」に改める。

第 18 条の 7 中「又はその取引」を「、その取引又は訪問購入」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第75号

和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成 11 年和歌山県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

題名中「委員」の次に「及び合議体を構成する委員」を加える。

本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「（和歌山県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

（合議体を構成する委員の定数）

第 2 条 介護保険法第 189 条第 3 項の規定に基づく同条第 2 項の合議体を構成する委員の定数は、3 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 76 号

和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等（指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等)

第 3 条 第 1 条の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、次条に定めるもののほか、法第 47 条第 2 項、第 79 条第 3 項及び第 81 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「省令」という。）第 29 条第 2 項（省令第 30 条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該提供をした日から 5 年間」とする。

(人権擁護)

第 4 条 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、指定居宅介護支援等の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県地域医療介護総合確保基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 77 号

和歌山県地域医療介護総合確保基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第 1 条 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、和歌山県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第78号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成 4 年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 国営十津川紀の川土地改良事業（維持管理）
- (2) 国営第二十津川紀の川土地改良事業

(3) 国営大和紀伊平野土地改良事業

(4) 国営和歌山平野土地改良事業

第 3 条第 3 項中「うえ」を「上」に改める。

第 4 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るものにあつては、その施行に係る各年度の翌年度支払の方法

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事業に係るものにあつては、支払期間（据置期間を含む。）を 17 年、据置期間を 2 年、利率を年 5 パーセントとする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

第 4 条第 2 項本文中「前項第 1 号」を「前項第 2 号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度とする。

(1) 知事が、前項第 2 号に掲げる事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生し、かつ、3 条資格者から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を徴収することが適当であると認める場合 その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度

(2) 知事が、第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる事業の完了する以前において、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 52 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する指定工事が完了し、かつ、3 条資格者から当該負担金のうち当該指定工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額を徴収することが適当であると認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 79 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 6 項第 2 号オ中「(ウ) X 線回析」を「(ウ) X 線回折分析」に改め、同号オ(ウ) a 中「5,720 円」を「6,400 円」に改め、同号オ(ウ) b を削り、同号オ(ウ) c 中「その他 X 線回析」を「その他 X 線回折分析」に、「7,120 円」を「9,220 円」に改め、同号オ(ウ) c を同号オ(ウ) b とし、同項第 3 号ア(オ)を次のように改める。

(オ) 疲労

1 試料 1 時間まで 2,460 円とし、1 時間を超えるときは、その超える 1 時間まで

ごとに730円を加算する。

別表第3第6項第11号ウ中「3,880円」を「3,510円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第80号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第81号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号ア(イ)から(オ)までを次のように改める。

- | | |
|---|----------|
| (イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 | 4,200円 |
| (ウ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 7,100円 |
| (エ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 1万円 |
| (オ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 1万2,900円 |

第15条第2項第2号アに次のように加える。

- | | |
|---|----------|
| (カ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 1万5,800円 |
| (キ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 1万8,700円 |
| (ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 2万1,600円 |
| (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 2万4,400円 |

- (ロ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- (ハ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- (ニ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- (ホ) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

第15条の2第2項中「2万3,000円」を「2万6,000円」に改める。

第20条第1項第1号中「41万900円」を「41万2,200円」に改め、同項第2号中「5万円」を「5万300円」に改める。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200

	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
再	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
任	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
用	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
職	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
以	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
外	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
の	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
職	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				

	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500
員	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600
	86	241,000	295,900	344,000	383,900	
	87	241,700	296,200	344,500	384,500	
	88	242,400	296,600	344,900	385,100	
	89	243,100	296,900	345,200	385,800	
	90	243,600	297,300	345,600	386,400	
	91	244,100	297,700	346,100	387,000	
	92	244,600	298,100	346,500	387,600	
	93	244,900	298,200	346,700	388,300	
	94		298,500	347,100		
	95		298,900	347,600		
	96		299,300	348,000		
	97		299,500	348,100		
	98		299,800	348,600		
	99		300,200	349,100		
	100		300,600	349,400		
101		300,800	349,700			
102		301,100	350,100			
103		301,500	350,500			
104		301,800	350,900			
105		302,000	351,400			
106		302,300	351,800			
107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600			
109		303,200	353,100			
110		303,600	353,500			
111		304,000	353,900			
112		304,300	354,200			
113		304,400	354,700			
114		304,700				
115		305,000				
116		305,400				
117		305,600				
118		305,800				
119		306,100				
120		306,400				
121		306,800				

	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800

	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
再	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
任	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
用	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
職	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
員	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
以	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
外	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
の	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
職	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
員	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		

80	271,800	328,900	397,900		
81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			
92	286,700	336,200			
93	287,800	336,500			
94	288,800	336,900			
95	289,800	337,400			
96	290,800	337,900			
97	291,400	338,500			
98	292,300	339,000			
99	293,200	339,500			
100	294,100	340,000			
101	295,000	340,500			
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,300			
121	303,600	349,700			

再 任 用 職 員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医 療 職 給 料 表 (1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
再	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
任	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000

	37	356,400	425,100	480,200	539,600
用	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
職	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
員	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
以	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
外	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
の	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
職	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
員	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
	74		471,900	525,700	
	75		472,600	526,600	
	76		473,300	527,300	
	77		473,700	528,100	
	78		474,300	529,000	
	79		474,900	529,900	

	80		475,400	530,800	
	81		476,000	531,600	
	82		476,500	532,500	
	83		477,000	533,400	
	84		477,500	534,300	
	85		477,900	535,100	
	86		478,500	536,000	
	87		478,900	536,900	
	88		479,400	537,800	
	89		479,900	538,600	
	90		480,500		
	91		481,100		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200

再	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
任	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
用	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
職	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
員	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
以	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
外	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
の	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
職	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
員	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600		
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200		
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		

81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700		
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300		
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000		
86		293,000	329,600	350,900			
87		293,200	329,800	351,200			
88		293,400	330,200	351,500			
89		293,800	330,600	351,900			
90		294,000	331,000	352,200			
91		294,200	331,400	352,600			
92		294,400	331,800	352,900			
93		294,800	332,200	353,300			
94		295,000	332,400	353,600			
95		295,200	332,800	354,000			
96		295,500	333,100	354,300			
97		295,900	333,300	354,600			
98		296,200	333,600	355,000			
99		296,500	333,900	355,400			
100		296,800	334,200	355,800			
101		297,100	334,400	356,300			
102		297,300	334,700	356,700			
103		297,600	335,100	357,100			
104		297,900	335,300	357,500			
105		298,200	335,400	358,000			
106			335,700				
107			336,100				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500

	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
再	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
任	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
用	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
職	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	

	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
員	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
以	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
外	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	
の	96	286,800	320,300	354,400	372,200	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	289,300	322,000	355,700	373,800	
職	100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	292,600	324,300	357,500	375,900	
員	104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	297,300	329,100	362,500		
	115	297,700	329,500	363,000		
	116	298,000	329,800	363,400		
	117	298,300	330,000	363,800		
	118	298,600	330,300	364,300		
	119	298,900	330,700	364,800		
	120	299,300	330,900	365,300		
	121	299,600	331,100	365,700		
	122	300,000	331,400	366,200		
	123	300,400	331,700	366,700		

124	300,800	332,000	367,200
125	301,000	332,200	367,600
126	301,200	332,500	
127	301,600	332,900	
128	302,000	333,100	
129	302,200	333,200	
130	302,500	333,600	
131	302,900	334,000	
132	303,300	334,200	
133	303,500	334,500	
134	303,800	334,900	
135	304,200	335,300	
136	304,500	335,700	
137	304,700	336,000	
138	305,000	336,400	
139	305,400	336,800	
140	305,700	337,200	
141	305,900	337,500	
142	306,300	337,900	
143	306,700	338,300	
144	307,000	338,700	
145	307,100	339,000	
146	307,400	339,400	
147	307,700	339,800	
148	308,100	340,200	
149	308,300	340,500	
150	308,500	340,900	
151	308,800	341,300	
152	309,100	341,700	
153	309,500	342,000	
154	309,700		
155	309,900		
156	310,200		
157	310,600		
158	310,900		
159	311,200		
160	311,500		
161	311,900		
162	312,200		
163	312,500		
164	312,800		
165	313,200		
166	313,500		

	167	313,800					
	168	314,100					
	169	314,500					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第24条第2項の規定を除く。）は平成26年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第82号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「144,500」を「146,500」に改め、同表備考2中「158,700円」を「160,700円」に、「178,800円」を「180,800円」に改める。

別表第2中「145,200」を「147,200」に、「194,800」を「197,000」に改め、同表備考2中「163,500円」を「165,600円」に改める。

別表第3アの表中「247,600」を「249,900」に改め、別表第3イの表中「174,600」を「176,600」に、「184,500」を「186,600」に改め、同表備考2中「職種が」の次に「薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は」を加え、「者」を「もの」に、「204,000円」を「205,800円」に改め、同表備考3中「163,200円」を「165,300円」に改め、別表第3ウの表中「159,000」を「161,300」に、「198,300」を「200,600」に改め、同表備考2中「206,900円」を「209,200円」に改める。

別表第4アの表中「154,900」を「157,100」に、「199,700」を「201,900」に改め、同表備考2中「174,700円」を「176,900円」に、「195,900円」を「198,100円」に改め、別表第4イの表中「154,900」を「157,100」に、「177,200」を「179,500」に改め、同表備考2中「174,700円」を「176,900円」に、「195,900円」を「198,100円」に改め、同表備考3中「199,700円」を「201,900円」に改める。

別表第5の表中「164,700」を「167,000」に改め、同表備考2中「197,200円」を「199,500円」に改める。

別表第6アの表中「154,900」を「157,100」に、「177,200」を「179,500」に改め、同表備考2中「174,700円」を「176,900円」に、「195,900円」を「198,100円」に改め、同表備考3中「199,700円」を「201,900円」に改め、別表第6イの表中「154,900」を「157,100」に、「199,700」を「201,900」に改め、同表備考2中「174,700円」を「176,900円」に、「195,900円」を「198,100円」に改め、別表第6ウの表中「163,200」を「165,300」に、「184,500」を「186,600」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第83号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「400,000」に、「459,000」を「461,000」に、「522,000」を「524,000」に、「605,000」を「606,000」に、「704,000」を「705,000」に、「804,000」を「805,000」に改め、同条第2項の表中「330,000」を「332,000」に、「367,000」を「369,000」に、「396,000」を「398,000」に改める。

第6条第3項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成26年4月1日から、第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条

例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第84号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「377,000」に、「424,000」を「426,000」に、「477,000」を「479,000」に、「541,000」を「542,000」に、「617,000」を「618,000」に、「721,000」を「722,000」に、「844,000」を「845,000」に改める。

第10条第2項から第4項までの規定中「100分の155」を「100分の170」に改める。

別表第1中「144,500」を「146,500」に改め、同表備考2中「158,700円」を「160,700円」に、「178,800円」を「180,800円」に改める。

別表第2中「145,200」を「147,200」に、「194,800」を「197,000」に改め、同表備考2中「163,500円」を「165,600円」に改める。

別表第3アの表中「247,600」を「249,900」に改め、別表第3イの表中「174,600」を「176,600」に、「184,500」を「186,600」に改め、同表備考2中「職種が」の次に「薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は」を加え、「者」を「もの」に、「204,000円」を「205,800円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、165,300円とする。

別表第3ウの表中「159,000」を「161,300」に、「198,300」を「200,600」に改め、同表備考2中「206,900円」を「209,200円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第10条の規定を除く。）は平成26年4月1日から、同条の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第85号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第2号ア(イ)から(ト)までを次のように改める。

- (イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (ロ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- (ハ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
- (ニ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

第15条の3第2項第2号アに次のように加える。

- (ホ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
- (ヘ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
- (ヘ) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
- (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
- (コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- (ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

第15条の5第2項中「2万3,000円」を「2万6,000円」に改める。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	403,400	482,300

	37	218,300	277,700	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	406,100	
	39	221,900	282,800	407,500	
	40	223,700	285,400	409,000	
	41	225,600	287,900	410,700	
	42	227,400	290,500	412,100	
	43	229,200	293,000	413,500	
	44	230,900	295,500	415,100	
	45	232,700	297,800	416,700	
	46	234,400	300,400	418,000	
	47	236,100	303,000	419,600	
	48	237,800	305,700	421,200	
	49	239,400	308,200	422,900	
	50	241,100	310,700	424,300	
	51	242,800	313,200	425,900	
	52	244,500	315,700	427,500	
	53	245,900	318,100	429,200	
	54	247,500	320,300	430,700	
	55	249,100	322,500	432,300	
	56	250,800	324,700	433,900	
再	57	252,300	327,000	435,400	
	58	253,800	329,200	436,900	
	59	255,400	331,400	438,300	
	60	257,000	333,500	439,800	
任	61	258,500	335,700	441,400	
	62	260,100	337,900	442,900	
	63	261,700	340,100	444,400	
	64	263,200	342,300	445,900	
用	65	264,700	344,300	447,600	
	66	266,400	346,500	449,100	
	67	268,000	348,700	450,600	
	68	269,700	350,900	452,200	
職	69	271,200	352,900	453,800	
	70	272,700	355,000	455,300	
	71	274,200	357,100	456,900	
	72	275,700	359,200	458,500	
員	73	276,900	361,000	460,000	
	74	278,300	362,900	461,000	
	75	279,700	364,900	462,000	
	76	281,100	366,800	462,800	
以	77	282,500	368,800	463,600	
	78	283,700	370,500		
	79	284,900	372,200		

	80	286,100	373,900		
外	81	287,400	375,400		
	82	288,600	376,900		
	83	289,800	378,400		
	84	291,000	379,900		
の	85	292,200	381,000		
	86	293,400	382,400		
	87	294,600	383,800		
	88	295,800	385,200		
職	89	297,000	386,500		
	90	298,200	387,800		
	91	299,400	389,100		
	92	300,600	390,400		
員	93	301,400	391,700		
	94	302,500	392,900		
	95	303,700	394,200		
	96	304,900	395,500		
	97	305,900	396,900		
	98	307,000	397,900		
	99	308,100	399,000		
	100	309,200	400,100		
	101	310,100	401,000		
	102	311,200	402,000		
	103	312,300	403,100		
	104	313,400	404,200		
	105	314,000	404,900		
	106	314,900	405,900		
	107	315,700	406,900		
	108	316,500	407,900		
	109	317,400	408,700		
	110	317,800	409,600		
	111	318,300	410,500		
	112	318,800	411,300		
	113	319,400	411,900		
	114	319,800	412,600		
	115	320,300	413,300		
	116	320,800	414,000		
	117	321,400	414,700		
	118	321,900	415,500		
	119	322,400	416,100		
	120	322,900	416,900		
	121	323,400	417,500		
	122	323,800	417,900		

	123	324,300	418,400		
	124	324,800	418,700		
	125	325,400	419,100		
	126	325,700	419,600		
	127	326,000	420,100		
	128	326,300	420,600		
	129	326,600	421,000		
	130	326,900	421,500		
	131	327,200	422,000		
	132	327,500	422,500		
	133	327,700	422,900		
	134	327,900	423,400		
	135	328,100	423,900		
	136	328,400	424,400		
	137	328,700	424,800		
	138	328,900			
	139	329,200			
	140	329,500			
	141	329,700			
	142	329,900			
	143	330,200			
	144	330,400			
	145	330,700			
	146	330,900			
	147	331,200			
	148	331,500			
	149	331,700			
	150	331,900			
	151	332,200			
	152	332,500			
	153	332,700			
再 任 用 職 員		234,000	277,500	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	370,800	458,000

	37	217,700	246,200	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	374,300	
	39	221,100	251,800	375,900	
	40	222,800	254,600	377,500	
	41	224,600	257,400	378,800	
	42	226,400	260,000	380,300	
	43	228,200	262,600	381,800	
	44	229,900	265,200	383,300	
	45	231,800	267,600	384,900	
	46	233,500	270,200	386,500	
	47	235,200	272,700	388,100	
	48	236,900	275,200	389,700	
	49	238,600	277,700	391,100	
	50	240,300	280,200	392,600	
	51	242,000	282,800	394,100	
	52	243,600	285,400	395,600	
	53	244,900	287,900	396,800	
	54	246,600	290,500	398,100	
	55	248,200	293,000	399,200	
	56	249,900	295,500	400,400	
再	57	251,300	297,800	401,900	
	58	252,800	300,400	403,100	
	59	254,300	303,000	404,400	
	60	255,800	305,700	405,700	
任	61	257,300	308,200	407,000	
	62	258,800	310,700	408,000	
	63	260,300	313,200	409,400	
	64	261,700	315,700	410,800	
用	65	263,000	318,100	412,000	
	66	264,600	320,300	413,100	
	67	266,200	322,500	414,300	
	68	267,700	324,700	415,500	
職	69	269,400	327,000	416,500	
	70	270,900	329,200	417,700	
	71	272,400	331,400	418,900	
	72	273,900	333,500	420,100	
員	73	275,100	335,700	420,900	
	74	276,400	337,900	421,700	
	75	277,700	340,100	422,500	
	76	279,000	342,300	423,300	
以	77	280,400	344,200	423,900	
	78	281,600	346,100	424,700	
	79	282,800	348,000	425,400	

外 の 職 員	80	284,000	349,900	426,100
	81	285,300	351,700	426,900
	82	286,400	353,500	427,500
	83	287,600	355,300	428,000
	84	288,800	357,100	428,700
	85	289,800	358,500	429,400
	86	290,800	360,200	429,900
	87	291,800	361,900	430,500
	88	292,800	363,500	431,200
	89	293,900	365,000	431,900
	90	294,800	366,300	432,500
	91	295,700	367,700	433,200
	92	296,600	369,100	433,700
	93	297,100	370,600	434,200
	94	297,900	371,900	
	95	298,700	373,200	
	96	299,500	374,500	
	97	300,300	375,500	
	98	301,100	376,500	
	99	301,900	377,500	
	100	302,700	378,500	
	101	303,600	379,600	
102	304,100	380,600		
103	304,600	381,600		
104	305,100	382,600		
105	305,300	383,400		
106	305,700	384,300		
107	306,000	385,200		
108	306,300	386,200		
109	306,500	387,100		
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		

	123	310,000	398,700		
	124	310,300	399,400		
	125	310,500	400,100		
	126		400,800		
	127		401,300		
	128		401,900		
	129		402,600		
	130		403,200		
	131		403,900		
	132		404,500		
	133		404,800		
	134		405,400		
	135		406,000		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再 任 用 職 員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額は、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第20条第2項の規定を除く。）は平成26年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第86号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項第2号ア(イ)から(オ)までを次のように改める。

- (イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- (ロ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- (ハ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
- (ニ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

第17条の3第2項第2号アに次のように加える。

- (ホ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
- (ヘ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
- (ヘ) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
- (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
- (コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- (ク) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- (カ) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

第17条の5第2項中「2万3,000円」を「2万6,000円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	166,700	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	370,800	458,000

	37	217,700	246,200	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	374,300	
	39	221,100	251,800	375,900	
	40	222,800	254,600	377,500	
	41	224,600	257,400	378,800	
	42	226,400	260,000	380,300	
	43	228,200	262,600	381,800	
	44	229,900	265,200	383,300	
	45	231,800	267,600	384,900	
	46	233,500	270,200	386,500	
	47	235,200	272,700	388,100	
	48	236,900	275,200	389,700	
	49	238,600	277,700	391,100	
	50	240,300	280,200	392,600	
	51	242,000	282,800	394,100	
	52	243,600	285,400	395,600	
	53	244,900	287,900	396,800	
	54	246,600	290,500	398,100	
	55	248,200	293,000	399,200	
	56	249,900	295,500	400,400	
再	57	251,300	297,800	401,900	
	58	252,800	300,400	403,100	
	59	254,300	303,000	404,400	
	60	255,800	305,700	405,700	
任	61	257,300	308,200	407,000	
	62	258,800	310,700	408,000	
	63	260,300	313,200	409,400	
	64	261,700	315,700	410,800	
用	65	263,000	318,100	412,000	
	66	264,600	320,300	413,100	
	67	266,200	322,500	414,300	
	68	267,700	324,700	415,500	
職	69	269,400	327,000	416,500	
	70	270,900	329,200	417,700	
	71	272,400	331,400	418,900	
	72	273,900	333,500	420,100	
員	73	275,100	335,700	420,900	
	74	276,400	337,900	421,700	
	75	277,700	340,100	422,500	
	76	279,000	342,300	423,300	
以	77	280,400	344,200	423,900	
	78	281,600	346,100	424,700	
	79	282,800	348,000	425,400	

外	80	284,000	349,900	426,100
	81	285,300	351,700	426,900
	82	286,400	353,500	427,500
	83	287,600	355,300	428,000
	84	288,800	357,100	428,700
の	85	289,800	358,500	429,400
	86	290,800	360,200	429,900
	87	291,800	361,900	430,500
	88	292,800	363,500	431,200
職	89	293,900	365,000	431,900
	90	294,800	366,300	432,500
	91	295,700	367,700	433,200
	92	296,600	369,100	433,700
員	93	297,100	370,600	434,200
	94	297,900	371,900	
	95	298,700	373,200	
	96	299,500	374,500	
	97	300,300	375,500	
	98	301,100	376,500	
	99	301,900	377,500	
	100	302,700	378,500	
	101	303,600	379,600	
	102	304,100	380,600	
	103	304,600	381,600	
	104	305,100	382,600	
	105	305,300	383,400	
	106	305,700	384,300	
	107	306,000	385,200	
	108	306,300	386,200	
	109	306,500	387,100	
	110	306,700	388,100	
	111	307,000	389,100	
	112	307,300	390,100	
	113	307,500	390,700	
	114	307,700	391,600	
	115	307,900	392,500	
	116	308,200	393,400	
	117	308,500	394,200	
	118	308,800	395,000	
	119	309,100	395,800	
	120	309,400	396,600	
	121	309,500	397,200	
	122	309,700	398,000	

	123	310,000	398,700		
	124	310,300	399,400		
	125	310,500	400,100		
	126		400,800		
	127		401,300		
	128		401,900		
	129		402,600		
	130		403,200		
	131		403,900		
	132		404,500		
	133		404,800		
	134		405,400		
	135		406,000		
	136		406,400		
	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再 任 用 職 員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	150,900	195,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	403,400	482,300

	37	218,300	277,700	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	406,100	
	39	221,900	282,800	407,500	
	40	223,700	285,400	409,000	
	41	225,600	287,900	410,700	
	42	227,400	290,500	412,100	
	43	229,200	293,000	413,500	
	44	230,900	295,500	415,100	
	45	232,700	297,800	416,700	
	46	234,400	300,400	418,000	
	47	236,100	303,000	419,600	
	48	237,800	305,700	421,200	
	49	239,400	308,200	422,900	
	50	241,100	310,700	424,300	
	51	242,800	313,200	425,900	
	52	244,500	315,700	427,500	
	53	245,900	318,100	429,200	
	54	247,500	320,300	430,700	
	55	249,100	322,500	432,300	
	56	250,800	324,700	433,900	
再	57	252,300	327,000	435,400	
	58	253,800	329,200	436,900	
	59	255,400	331,400	438,300	
	60	257,000	333,500	439,800	
任	61	258,500	335,700	441,400	
	62	260,100	337,900	442,900	
	63	261,700	340,100	444,400	
	64	263,200	342,300	445,900	
用	65	264,700	344,300	447,600	
	66	266,400	346,500	449,100	
	67	268,000	348,700	450,600	
	68	269,700	350,900	452,200	
職	69	271,200	352,900	453,800	
	70	272,700	355,000	455,300	
	71	274,200	357,100	456,900	
	72	275,700	359,200	458,500	
員	73	276,900	361,000	460,000	
	74	278,300	362,900	461,000	
	75	279,700	364,900	462,000	
	76	281,100	366,800	462,800	
以	77	282,500	368,800	463,600	
	78	283,700	370,500		
	79	284,900	372,200		

	80	286,100	373,900		
外	81	287,400	375,400		
	82	288,600	376,900		
	83	289,800	378,400		
	84	291,000	379,900		
の	85	292,200	381,000		
	86	293,400	382,400		
	87	294,600	383,800		
	88	295,800	385,200		
職	89	297,000	386,500		
	90	298,200	387,800		
	91	299,400	389,100		
	92	300,600	390,400		
員	93	301,400	391,700		
	94	302,500	392,900		
	95	303,700	394,200		
	96	304,900	395,500		
	97	305,900	396,900		
	98	307,000	397,900		
	99	308,100	399,000		
	100	309,200	400,100		
	101	310,100	401,000		
	102	311,200	402,000		
	103	312,300	403,100		
	104	313,400	404,200		
	105	314,000	404,900		
	106	314,900	405,900		
	107	315,700	406,900		
	108	316,500	407,900		
	109	317,400	408,700		
	110	317,800	409,600		
	111	318,300	410,500		
	112	318,800	411,300		
	113	319,400	411,900		
	114	319,800	412,600		
	115	320,300	413,300		
	116	320,800	414,000		
	117	321,400	414,700		
	118	321,900	415,500		
	119	322,400	416,100		
	120	322,900	416,900		
	121	323,400	417,500		
	122	323,800	417,900		

	123	324,300	418,400		
	124	324,800	418,700		
	125	325,400	419,100		
	126	325,700	419,600		
	127	326,000	420,100		
	128	326,300	420,600		
	129	326,600	421,000		
	130	326,900	421,500		
	131	327,200	422,000		
	132	327,500	422,500		
	133	327,700	422,900		
	134	327,900	423,400		
	135	328,100	423,900		
	136	328,400	424,400		
	137	328,700	424,800		
	138	328,900			
	139	329,200			
	140	329,500			
	141	329,700			
	142	329,900			
	143	330,200			
	144	330,400			
	145	330,700			
	146	330,900			
	147	331,200			
	148	331,500			
	149	331,700			
	150	331,900			
	151	332,200			
	152	332,500			
	153	332,700			
再任用職員		234,000	277,500	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000

	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800
再	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100
任	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900
用	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100
職	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900
員	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200
以	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000
外	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600
の	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000
職	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500
	73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100
員	74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600
	75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200
	76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800
	77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300
	78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800
	79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400

	80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000
	81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500
	82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100
	83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700
	84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300
	85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000
	86		293,000	329,600	350,900	
	87		293,200	329,800	351,200	
	88		293,400	330,200	351,500	
	89		293,800	330,600	351,900	
	90		294,000	331,000	352,200	
	91		294,200	331,400	352,600	
	92		294,400	331,800	352,900	
	93		294,800	332,200	353,300	
	94		295,000	332,400	353,600	
	95		295,200	332,800	354,000	
	96		295,500	333,100	354,300	
	97		295,900	333,300	354,600	
	98		296,200	333,600	355,000	
	99		296,500	333,900	355,400	
	100		296,800	334,200	355,800	
	101		297,100	334,400	356,300	
	102		297,300	334,700	356,700	
	103		297,600	335,100	357,100	
	104		297,900	335,300	357,500	
	105		298,200	335,400	358,000	
	106			335,700		
	107			336,100		
	108			336,300		
	109			336,500		
	110			336,900		
	111			337,300		
	112			337,700		
	113			337,900		
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第87号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号ア(イ)から(オ)までを次のように改める。

- | | |
|--|----------|
| (イ) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である警察官 | 4,200円 |
| (ロ) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である警察官 | 7,100円 |
| (ハ) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である警察官 | 1万円 |
| (ニ) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である警察官 | 1万2,900円 |

第13条第2項第2号アに次のように加える。

- | | |
|--|----------|
| (ホ) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である警察官 | 1万5,800円 |
| (ヘ) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である警察官 | 1万8,700円 |
| (ニ) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である警察官 | 2万1,600円 |
| (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である警察官 | 2万4,400円 |

- (マ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である警察官 2万6,200円
- (メ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である警察官 2万8,000円
- (ミ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である警察官 2万9,800円
- (ム) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である警察官 3万1,600円

第13条の2第2項中「2万3,000円」を「2万6,000円」に改める。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900

	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
再	49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
	50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
	51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
	52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
任	53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
	54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
	55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
	56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
用	57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
	58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
	59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
	60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
警	61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
	62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800		
	63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300		
	64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900		
察	65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400		
	66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
	67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
	68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
官	69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
	70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
	71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
	72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
以	73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
	74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
	75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
	76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
外	77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
	78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
	79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			

	80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			
の	81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200			
	82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
	83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
	84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
警	85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
	86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600				
	87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200				
	88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700				
察	89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300				
	90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900				
	91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500				
	92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100				
官	93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700				
	94	304,100	328,300	355,200	389,500					
	95	305,400	329,700	356,700	390,100					
	96	306,700	331,100	358,200	390,600					
	97	307,800	332,300	359,600	391,000					
	98	309,000	333,600	360,800	391,400					
	99	310,200	334,900	361,900	392,000					
	100	311,400	336,200	363,100	392,500					
	101	312,600	337,600	364,300	392,900					
	102	313,700	338,600	365,400	393,400					
	103	314,800	339,800	366,500	394,000					
	104	315,900	341,000	367,700	394,500					
105	316,700	342,100	368,900	394,800						
106	317,300	343,200	369,500	395,300						
107	317,900	344,300	370,100	395,800						
108	318,600	345,400	370,700	396,100						
109	319,100	346,600	371,300	396,400						
110	319,600	347,600	371,800	396,900						
111	320,200	348,600	372,400	397,400						
112	320,800	349,600	372,900	397,900						
113	321,600	350,500	373,300	398,200						
114	322,300	351,400	373,700	398,700						
115	323,000	352,400	374,300	399,200						
116	323,800	353,400	374,800	399,700						
117	324,400	354,500	375,200	400,100						
118	325,200	355,000	375,700	400,600						
119	326,000	355,600	376,300	401,100						
120	326,800	356,200	376,800	401,600						
121	327,400	356,600	376,900	402,000						
122	327,800	357,000	377,500	402,500						

123	328,300	357,500	378,100	403,000					
124	328,800	357,900	378,500	403,500					
125	329,100	358,300	379,000	403,900					
126		358,700	379,500						
127		359,200	380,000						
128		359,600	380,500						
129		360,000	380,800						
130		360,400	381,300						
131		360,800	381,800						
132		361,200	382,300						
133		361,400	382,600						
134		361,900	383,100						
135		362,400	383,500						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
再任用警察官	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第22条第2項の規定を除く。）は平成26年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した警察官及び人事委員会の定めるこれに準ずる警察官の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。